

車体課税の見直しについて

平成23年12月5日

環境副大臣 横光 克彦

環境省要望（「車体課税の一層のグリーン化等」）のポイント

平成23年11月15日
政府税制調査会資料

基本的な考え方

- ① 低炭素・低公害社会の構築に向けて、あらゆる施策を講じてCO2・排ガスを削減しなければならない。
- ② 「グッド減税・バッド課税」を旨として、環境性能に応じて課税のメリハリを付ける。
- ③ 公害健康被害者の皆様には、今後も安心して医療等を受けていただく。



一層のグリーン化

- 現行のエコカー減税・自動車税のグリーン化などの特例措置を継続
- その際、次世代車や次世代車並みに環境性能の優れた自動車など、燃費・排ガス性能が真に優れた自動車への買い替えを加速するため、課税のメリハリ（軽重）をしっかり付ける。

負担の軽減

- 環境にやさしい取組をする人の負担軽減



同時達成

財源の確保

- 公害健康被害認定患者のための補償財源の安定確保

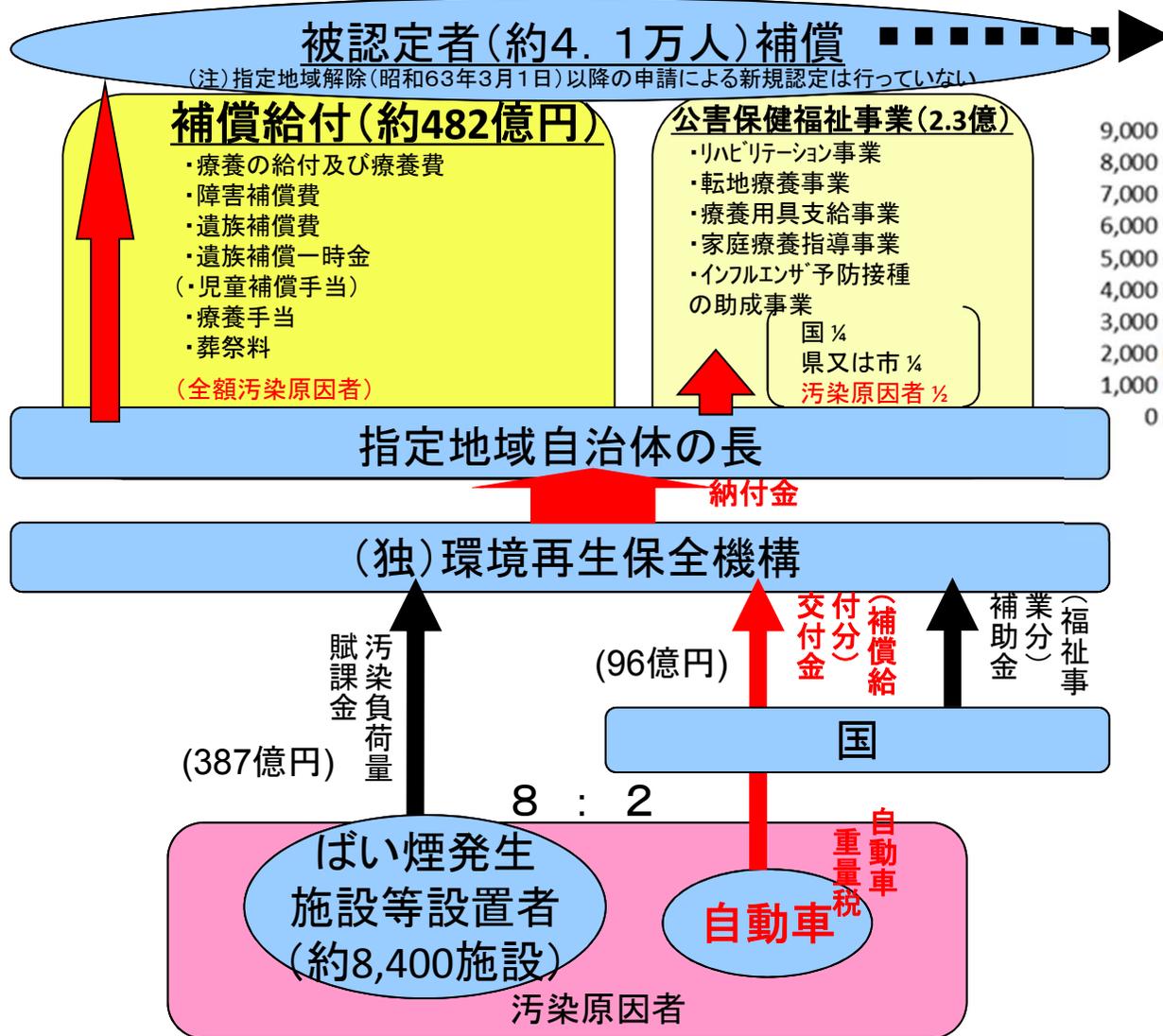


同時達成

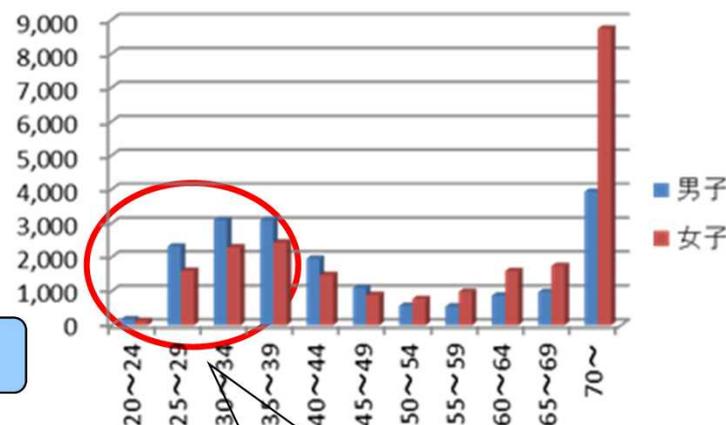
公害健康被害認定患者のための補償財源の必要性

平成23年11月15日
政府税制調査会資料

- ・ 公害健康被害補償法に基づき、補償財源の2割は移動発生源(自動車)が負担
- ・ 汚染者負担の原則に則り、最も適当な自動車重量税から税収の一部を引き当て
- ・ 認定患者には数多くの若年層もいることから、長期的・安定的な財源が不可欠



年齢階層別・性別被認定者数
(平成23年3月末現在)



20代~30代だけで、
全体の36.7%
(約1万5千人)
を占める

**今後も汚染者負担に
則った長期的に安定的
な財源が必要不可欠**

(注)金額及び施設数は平成22年度確定の数字

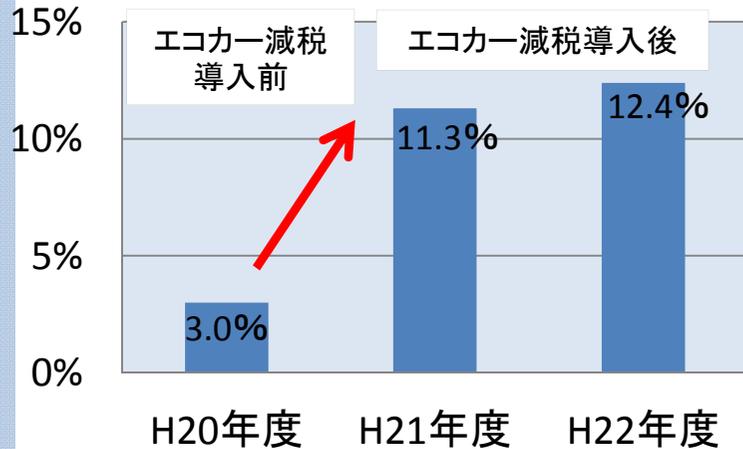
エコカー減税等による環境への効果

実績

(エコカー減税等により) →

約100万トンのCO2削減を実現

新車販売台数に占める次世代自動車の割合



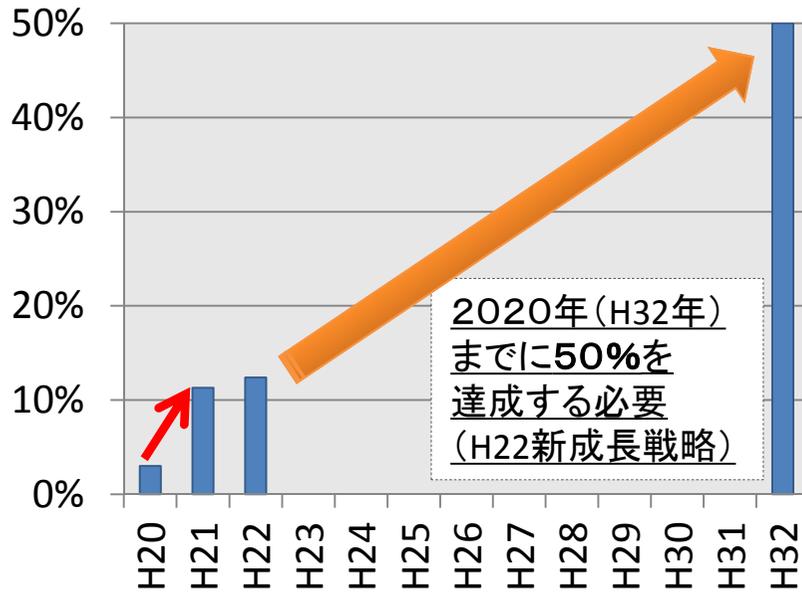
(例)次世代自動車導入による環境改善効果

単体当たりの環境指標	被置替車 (13年経過)	次世代自動車 (HV乗用車)
CO2排出量	0.19kg/km	0.06kg/km ▲70%
NOx排出量	0.25g/km	0.013g/km ▲95%

今後

(車体課税の一層のグリーン化をはじめあらゆる施策を講じることで) →

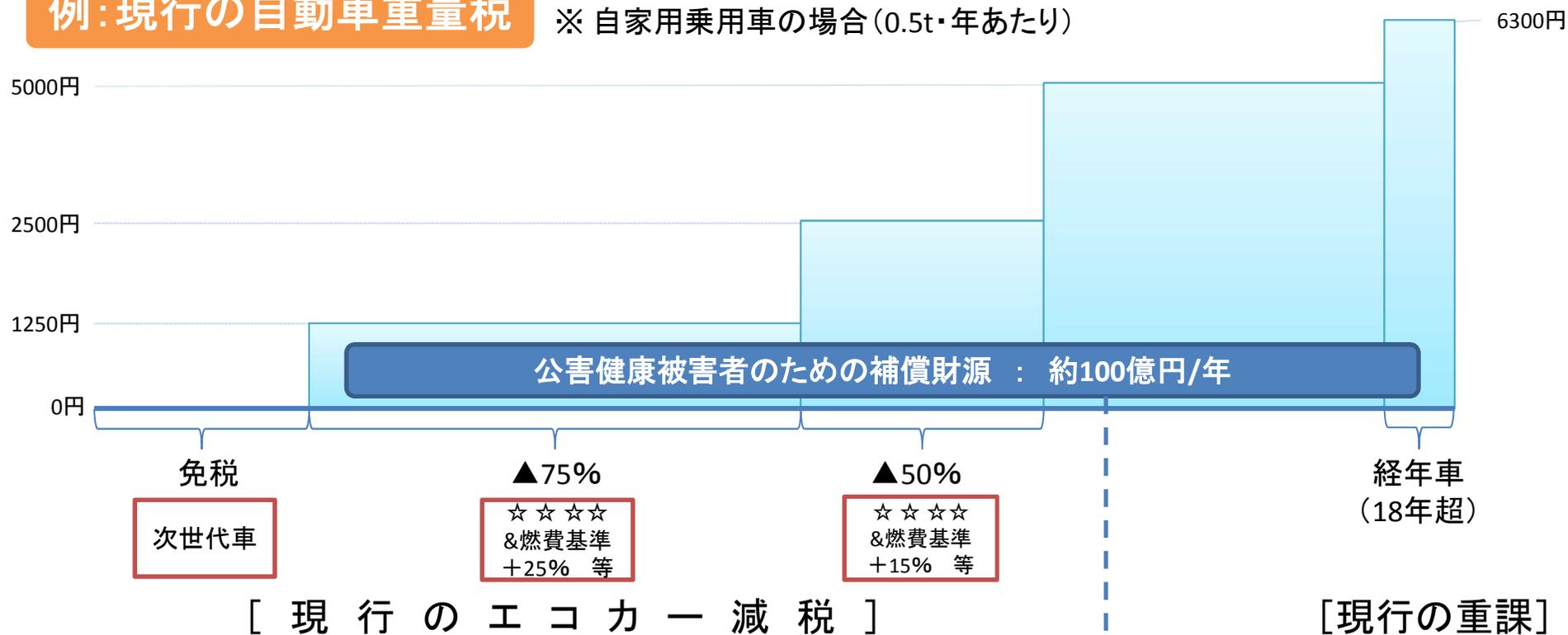
1990年比▲19%~▲26%のCO2削減



車体課税の一層のグリーン化の方向①

例：現行の自動車重量税

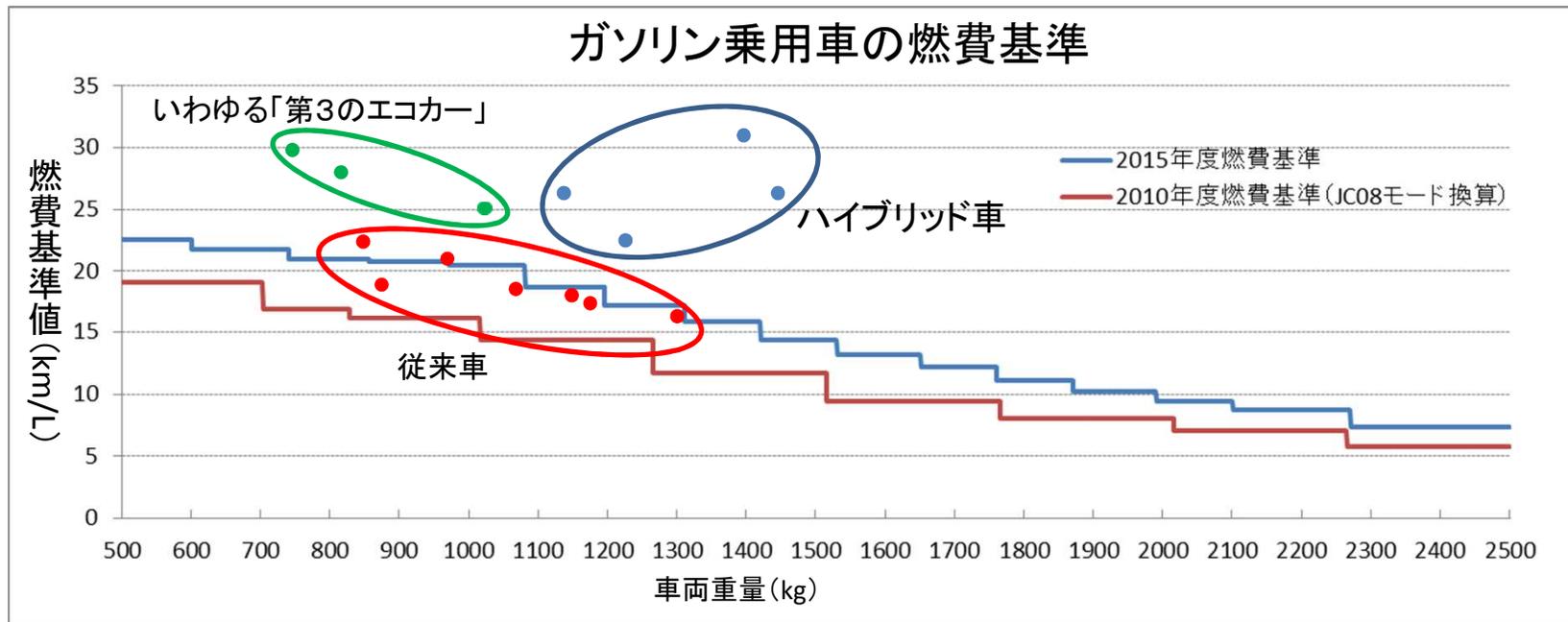
※ 自家用乗用車の場合 (0.5t・年あたり)



公害健康被害者のための補償財源：約100億円/年

環境面から課税のメリハリを行う場合
汚染者負担の原則から見て
より公平な負担となる。

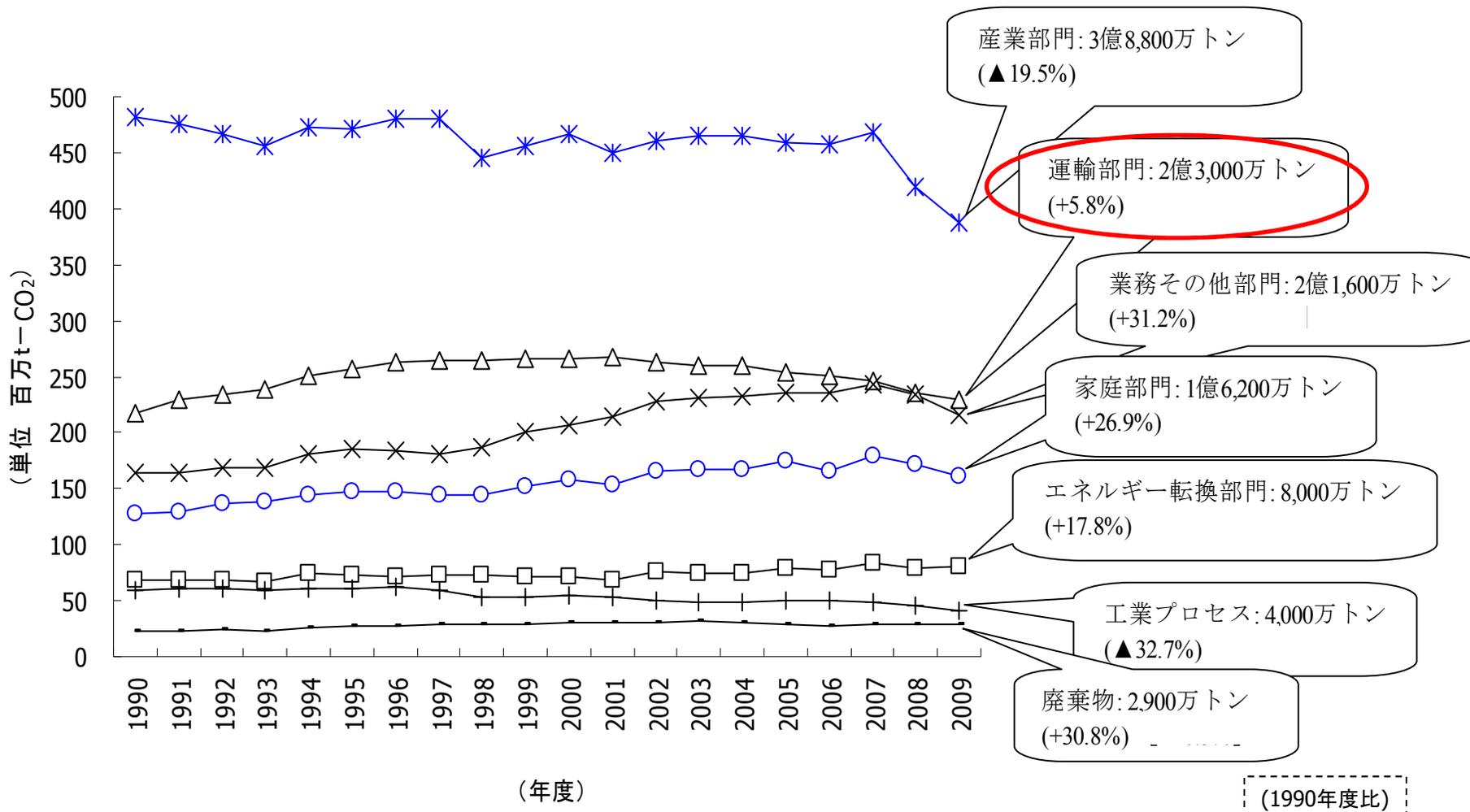
車体課税の一層のグリーン化の方向②



一層のグリーン化の方向:「グッド減税・バッド課税」

- ① 現行の2010年燃費基準 (13.0km/ℓ) から2015年新燃費基準 (17.0km/ℓ) への見直し
- ② 次世代自動車という区分に囚われない、いわゆる「第3のエコカー」などを含めた真に環境性能に優れた自動車の優遇
- ③ 環境性能に優れた自動車への買い替えを加速するための課税のメリハリ (例えば、平均使用年数13年を踏まえた環境性能に劣る経年車への措置)

- 我が国の運輸部門からの温室効果ガス排出量は基準年(1990年)比で**5.8%増加**
- その5割を占める自家用車の排出量は、交通需要が拡大した等により**36.1%も増加**



〈出典〉 温室効果ガス排出・吸収目録

現状・課題

- 平成23年度税制改正大綱等において、地球温暖化対策の観点から車体課税の抜本的な見直しを検討することとされている。
- 自動車による大気汚染問題や燃料消費に伴う地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及が必要不可欠。
- 公健法に基づき、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者(4.1万人)に対する補償財源として、汚染者負担の原則を踏まえ、自動車重量税の一部が引き当てられている。

税制措置

車体課税についての抜本的な見直しの中で、汚染者負担の原則を踏まえ大気汚染に係る公害認定患者の補償のための安定的な財源確保を図りつつ、現在講じられている環境対応車に係るエコカー減税やグリーン化特例等の特例措置を継続し、より環境性能の優れた自動車がより優遇されるよう一層のグリーン化及び負担の軽減を図る。

期待される効果

- 乗用車の新車販売における次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とするという目標の達成(「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定))。
- 平成32年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するという目標の達成(「自動車NOx・PM法」に基づく総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定))。
- 公健法に基づく健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護。